

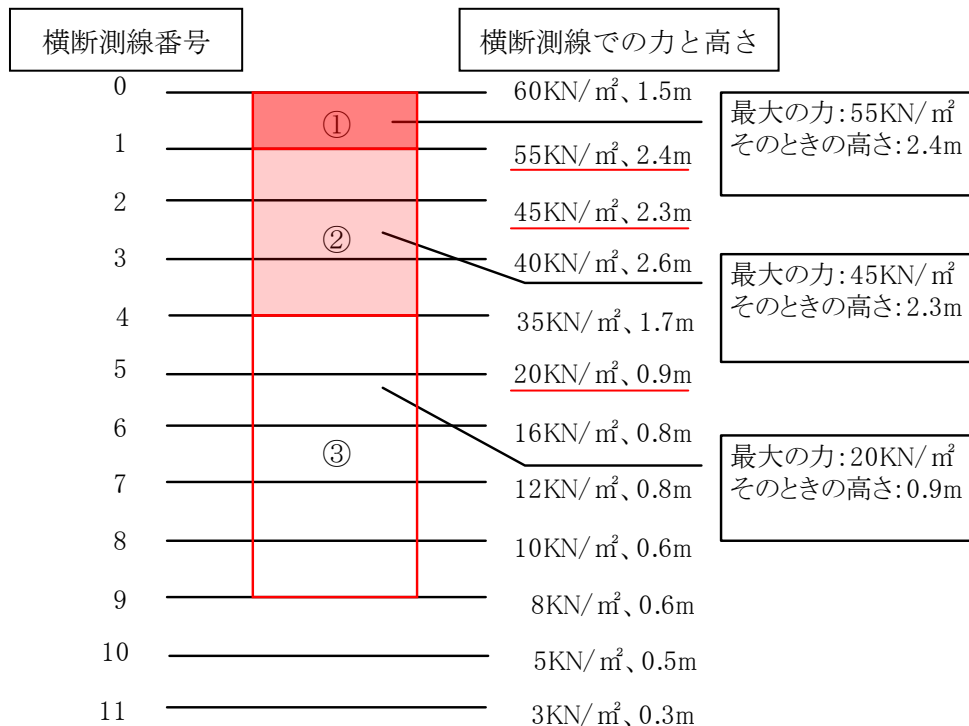
＜参考資料7＞公示する力等の取り扱いについて

土砂災害特別警戒区域は、土石流の力と高さに応じて次の3つに区分する。

- ①高さ1m 超かつ 50kN/m²を超える区域
- ②高さ1m 超かつ 50kN/m²を超えない区域
- ③それ以外の区域

土砂災害特別警戒区域の区域区分の方法は、各横断測線の力をその測線より上流の区間を評価した力としてこれら3つの土砂災害特別警戒区域を下図のように区分する。

また、公示図書様式-2 に表示する各区分に併記する最大の力とそのときの高さの値は、下図のように各区分にかかる横断測線のうち最上流部にある測線を除いた横断測線における最大値を採用する。



(全国地すべりがけ崩れ対策協議会 平成 16 年度 土砂災害防止法連絡部会 WG 資料より)